

令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年10月27日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時52分

【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 高橋 美里

委員 石井 孝

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄

教育政策室長 田中 一平

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

総合教育センター所長 市川 洋

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

庶務課課長補佐 永井 洋子

教職員人事課長 大島 直樹

教職員人事課担当課長 田中 克義

生涯学習推進課長 箱島 弘一

生涯学習推進課担当係長 萩原 周子

こども未来局青少年支援室担当課長 荒川 清隆

こども未来局青少年支援室担当係長 山崎 実

こども未来局青少年支援室担当課長 雨宮 米美

こども未来局青少年支援室担当係長 成田 佳嗣

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 石井 孝

委員 高橋 美里

(1 4 時 0 0 分 開 会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、この10月から田中委員が新たに教育委員となられておりますので、御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【田中委員】

田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、所属は日本女子大学の人間社会学部教育学科です。ただ、個人的にはもう30年以上前から、川崎市の社会教育、生涯学習の関係で、調査研究をやらせていただいている、もう随分川崎には長くお世話になっているな、というような印象を持っております。

それから、本職のほうは、学生が学校での教育実習であるとか、それから市民館などでの社会教育実習、さらにはボランティア活動で、市内のいろんな施設の団体にお世話になっております。そういう意味では、ある意味恩返しのようなつもりで、この教育委員として頑張っていきたいと思っております。

何分まだ始まったばかりでよく分かりませんので、ほかの委員の皆様方にいろいろ教えていただきながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

それでは、早速ですが会議を進めます。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の臨時会及び9月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございましたので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.2は、期日を定めて公表する案件であり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、議案第33号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.2は、公表後は公開しても支障がないため、議案第33号は、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と高橋委員にお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」御報告いたしますので、資料をごらん願います。

令和2年1月から9月までの間に、受章が確定された方々でございます。

まず「1」として、「春の叙勲」を受けられた方が2名。「2」として、「死亡叙位」を受けられた方が3名。「3」として、「死亡叙位・叙勲」を受けられた方が6名。「4」として、「高齢者叙勲」を受けられた方が12名となっております。

それぞれ受章をされた方々の氏名等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功勞に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No. 1につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

伝達の方法はどんなふうにされるんですか。

【榎本庶務課長】

決定についてですか。

【石井委員】

はい。

【永井庶務課課長補佐】

私たちのほうから上申させていただいたものは、県を通して内閣府のほうに上申されておりました、伝達につきましても、内閣府から神奈川県を通して本市のほうに伝達が来るところでございます。

それ以降、私たちのほうで対象者の方に御連絡させていただきまして、運用するということ

になります。

【石井委員】

それは、例えばどなたから実際に手渡すような形になるんですか。

【永井庶務課課長補佐】

伝達させていただく際の通知としては電話が多いんですけども、ただ、お送りのさせていただき方については、職員部長や、または郵送などでの、どちらかお受け取り方法を御希望されるかを調整しております。

【石井委員】

一堂に集めて伝達式を行うとか、そういったことはされないということですか。

【永井庶務課課長補佐】

おっしゃるとおりでございます。書類でさせていただいております。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

補足、ありますか。よろしいですか。

石井次長。

【石井教育次長】

春・秋の叙勲につきましては、市長、それから教育長に表敬をしていただいて、伝達についても国のほうへ出向しているところでございます。

死亡については、御遺族ということになります。あと、高齢者叙勲につきましても、高齢の方でございますので、来ていただくというわけにはいきませんので、そういった形で進めさせていただきます。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにはございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

いつも叙位・叙勲って、割とその都度御報告いただいていたと思うんですけど、今回まとも

っていただいているというのは、何かコロナのこととかが関係あるのでしょうか。

【榎本庶務課長】

昨年度中につきましては、叙位・叙勲については月ごとに御報告させていただいておりましたけれども、こうした御報告の範囲でございますので、今年度にあたりましては、少しやり方を見直しをさせていただきまして、半期に一度、こういった形で一括した形での御説明とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

【高橋委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1 は承認といたします。

【小田嶋教育長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【田中教職員人事課担当課長】

「令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」御報告させていただきます。

今年度の選考試験は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、試験項目、試験日程、試験会場を変更し、第1次試験を7月12日の日曜日、第2次試験の面接試験を9月5日の土曜日から9月30日の水曜日まで実施いたしました。教育委員の皆様には、大変お忙しい中、面接官として御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、お手元の報告事項No.2の資料をごらんください。

「1 合格者数」については、「小学校」区分の合格者は163名、「中学校／高等学校」区分の合格者は55名、「高等学校 工業」区分の合格者は3名、「特別支援学校」区分の合格者は20名、「養護教諭」区分の合格者は9名となり、合格者の合計は250名となりました。

「2 実施状況」については、「小学校」区分の倍率は2.9倍、「中学校／高等学校」区分の教科平均の倍率は7.6倍、「高等学校 工業」区分の倍率は2.3倍、「特別支援学校」区分の倍率は3.7倍、「養護教諭」区分の倍率は9.7倍となりました。

選考にあたっては、各試験の結果を受けまして、来年度以降の児童生徒数、教員の退職者数や再任用者数、欠員数、受験者の辞退者予想数などを考慮して、最終合格者数を250名とし、総受験者数が1,054名でしたので、全体の最終倍率は4.2倍となりました。

合否の結果につきましては、10月30日の金曜日に第2次試験の受験者全員に結果通知を発送し、併せて、合格者の受験番号を13時より市のホームページに掲載いたします。資料の裏面には、過去2年間の結果、また、2枚目の資料は今年度の結果の詳細でございます。

以上で、「令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の報告を、終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも、御説明をありがとうございます。

2点ほど教えていただきたいんですが、1点目は、倍率がなぜか前よりも下がっていると聞いているんですけども、例えば5年前、10年前と比べると、どれぐらいの水準と見ているのかというのと、もう一つは、この近辺だけではなくて、地方試験会場みたいなものを設けて、地方からの採用を以前しているように伺っていますけれども、現在の時点ではどうなっているか、教えていただければと思います。

【田中教職員人事課担当課長】

平成28年度に実施しました試験の倍率ですけれども、「小学校」ですと2.3倍、「中学校」ですと6.5倍、「工業」が1倍、「特別支援学校」が2.8倍、「養護教諭」が5.7倍。全部で3.3倍という倍率でした。

【小田嶋教育長】

今のは5年前だと思うので、10年前の資料はありますか。10年前は。

【田中教職員人事課担当課長】

10年前のは、今日は5年前のしか、まだないですけど。

【小田嶋教育長】

じゃあ、またもしもあれでしたら、後で情報提供していただければということで、よろしいですか。

【田中委員】

分かりました。

むしろ上がっているわけですね、倍率。

【田中教職員人事課担当課長】

今回は、受験者数は年々ちょっと下がっているんですけども、合格者数が少ないので倍率が上がっているということが言えるかと思います。ただ、10年前と比べますと、徐々に受験者数が減っている傾向にありますので、ふだんの人数ですと、もしかすると倍率のほうは下がったかもしれません。

【小田嶋教育長】

地方会場の件ですね。

【田中教職員人事課担当課長】

地方会場は、九州の熊本会場ということで地方会場を設けていたんですけども、昨年から九州の第1次試験の開催日が川崎市の日程と被ってしまったために、受験者数が減っているところが傾向になっています。

受験者数を増やすという意味で、今年度、名古屋会場ということで、1会場増やしました。ただ、コロナウイルスの関係で、感染拡大防止の観点から、地方会場は全て取りやめて、川崎会場のみということになりました。来年度、また地方会場は、もし状況が落ち着いていれば、開催するような予定です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

私も地方会場のことをお聞きしたいと思っていて、去年は地方会場があったということで、受験者数がその分増えたんじゃないかというお話をいただいていたと思うんですけども、今年度地方受験者、地方の受験会場を中止したということによる影響というのを、どのように考えて

いらっしゃるでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

出身地別の合格者の人数を調べてみたところ、名古屋を含めた中部地方と近畿地方、一番名古屋会場に近いところでしょうか。そこの合格者数が37名。去年は72名合格しております。減っているんですけども、もし名古屋会場をやっていたら、この辺の数がもう少し上がっていたのではないかと思います。ただ、九州会場なんですけれども、去年の合格者数は5名。今年は2名だったということで、どうしても1次試験の日程が川崎と一緒にということで、この辺はなかなか受験者数、また合格者数が上がるのは、難しいような状況であるかなと思います。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【高橋委員】

受けていただく方を増やすというのは難しいとしても、何とか減らさないようにするということはすごく大事だと思うので、いろいろコロナで、また来年も難しいことがたくさんあると思うんですけども、いろんな工夫をしていただいて、なるべくたくさんの方に受けていただいて、受けていただくことで、川崎はどういう教育をしているのだとか、教育のよさというのを知ってもらおうということにもつながると思いますので、この辺りもぜひお願いしたいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

今の地方会場の件ですけれども、コロナの関係で今年は中止にされたというのは伺っていたんですけども、多分来年も同じことが起きるのではないかなということを気にしております。先ほどもお話がございましたけれども、ぜひ、そのための対策というか、今から準備をお願いしたいなというふうに思っています。

それから、もう一つは、地方の方たちに、川崎市はどういう場所にあるのかというのが、なかなか伝わりにくい部分はあると思うのです。したがって、ぜひ地方のメインになりそうな大学のほうには、ぜひ足を運んでいただいていたの積極的な呼び込みというか紹介というのを、ちょっとコロナで大変だとは思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今年は大学のほうで来て欲しくないというオーダーもあって、思うようにPRできなかったという面もあるのかなと、そういうことでよろしいですか。

【田中教職員人事課担当課長】

春は、全ての学校に、説明会で伺うことはできませんでした。

毎年秋に、説明会をやっているんですけども、ほとんどの学校が一部対面で、あとはオンラインの授業をされている学校がほとんどということで、学生がなかなか学校に来られないということもあって、今回は動画やそのほかの資料の提供で、各学校、学生に資料を配布するという形を取っているということで、ただ、幾つかの大学は、ぜひ来ていただいて、来れる学生には説明のほうをお願いしますという学校がございました。全部で11校の大学が、ぜひ来てお話をお願いしますということでした。対面でお話しできる場合には対面で、学校には来られない学生にはオンラインを使って、説明している様子を撮って、それを配信するということを考えています。その中で、11校の中の6校が神奈川県内と東京都内の学校。残り5校が、名古屋、岐阜と大阪の学校、そちらからの依頼が来ています。そこだけは確実に説明会のほうに行ってみてほしいと思っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

学生を送り出す立場のほうから、岡田先生、いかがでしょう。

【岡田教育長職務代理者】

まず初めに、教職員人事課の皆様方のきめ細やかな対応の結果、これだけの倍率になっているんだと思って感謝を申し上げると同時に、来年度は不景気が予想されて、公務員志望者が増えるのではないかと、あくまで予想ですけどもね。なので、より一層質の高い受験生を集めるために、今年以上に御工夫をいただいてというふうに思うんですけども、できるだけ3倍を切りたくない、というのが正直なところなんですけれども、そのために今年なされた御工夫と、来年、どんな工夫をしようとしているのかというのが何かあれば、プランがあれば教えていただきたいというのが1つと、2つ目は、今年採用試験の在り方をちょっと変えましたよね、コロナのために。あれについての評価というか、それをどのようになさるつもりなのか。または、もうしていらっしゃるのか、この2つについて、教えてください。

【田中教職員人事課担当課長】

まずは工夫ですけども、これまでと同じように、ホームページ上での動画配信で川崎市のPRをしていくのがまず1つ。ホームページに向かってもらうために、ツイッターをして、今までは、ツイッターでは試験のことについての内容だったんですけども、川崎市の学校での取組の魅力について、簡単に御案内できるような内容もツイッターを少し心がけていきたいと思いました。あと、今まで説明会の中で使っていた小学校、中学校、特別支援学校の1人の先生に焦点を当てて、1日の先生の仕事ぶりを紹介するような動画をつくって提供していたんですけども、ちょっと古くなってきましたので、新しく今のこの状況に合わせて動画をつくって、それを皆さんに見ていただいて、また魅力を伝えていけたらなというふうに考えています。

あと、今年の試験の内容についての検討ですが、採用された方がこれからの御活躍ということで、それが分かってくるんだとは思いますが、一番心配されていたのは、やはり実技を伴う試験がなくなってしまったということで、一番先生方から心配されていたのは音楽、特にピアノとかの技能の検証ができないということが、先生も仕方なく今までの経歴ですとか、知識

で判断してということでしたので、こちらのほうも、実際に現場に勤めていただいているからの実証になるのかなと思います。ですので、そういった意味では、やはり面接試験がほとんど主な受験生の見取りになっていたんですけども、それだけでは読み取れない部分があります。そういった面で、場面指導なんかも、受験者の表情ですとか、しぐさですとか、声の強弱のつけ方。先生にしかないような力ですね。そういうのはやっぱりやっていけないといけないのではないかな、これからの試験の中に入れていかなきゃいけないのかな、と思っています。ただ、あともう一つは、教員としての適性ということでの、働いてからのメンタル面ですとか、そういうところを見るために、面接ではなかなか見抜けない、そういった面での気持ちの強さだとか、先生としての適性ですね、そういったところは何かほかのやり方で見取れるようなものはないか、ということは、ちょっと話題に上がっているところではございます。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。学習指導要領が「非認知的能力」を求めているわけですから、やはり教員にもその「非認知的能力」がどのくらいあるかという、あるいは、これからどのくらい伸びしろがあるかというのを考えたときに、採用試験の在り方に一工夫あってもいいかもしれないな、というふうに思いました。

私の大学の場合は、教育実習に行って、より「教員としてやっていきたい」という思いを強くするんですが、今年はコロナの関係で前期にできなくて、今行っているというのが正直なところなんです。その場合、例えば私どもの学生に限るかもしれませんが、教育実習に行ったときの対応してくださった学校と先生方の、とても温かなというか、本当に育てようとしているというところにやっぱり感激して、一番はやっぱり出会ったお子さんたちとの関係というんですか、それで来るんだと思うので、もしかしたらそういったところ、川崎市内で教育実習をしてくださった方をうまく動画や何かで紹介したりするといいかなと思いました。そのとき、これも私の大学なんですけど、現在でも3分の1の学生さんがパソコンを持っていなくて、スマホで対応しているんですね。なので、受験される方々に対するインフォメーションの仕方が、パソコンというふうにしなくて、スマホでも対応できるようにしておくというのも、もしかしたらありかなというふうには思いました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

高橋委員。

【高橋委員】

今、岡田先生の話聞いていて、私も面接官をさせていただいたときのことを思い出しまして、非常に皆さんすばらしかったんですけども、面接1本になったというのもあって、すごく面接の練習をしてきていただいて、皆さんすばらしいお答えなんですけれど、どんどん聞いていくと、「あれ、これ何か前に聞いたぞ」というような感じで、皆さんがやっぱり練習を重ねると同じ方向に行っちゃうのかな、というふうに思っていて、去年も言ったと思うんですけど、服装も皆さんびっくりするぐらい同じ服装で来られて、今そういう御時世だと、そういう指導をしてい

るというお話も聞いているんですけど、やっぱり先ほど岡田先生が言われた「非認知的能力」とか、あと、やっぱり学校は、これからは個性を伸ばしていくという、多様性を大事にしていくという、そういう時代だし、そういう場所であってほしいんですけど、何となく来てくださる皆さんが、息苦しそうだなとか、どうやったらそういう多様性を引き出せるのかというのは、すごく難しいなと思いました。なので、いつもは模擬授業と面接で、今回は面接の時間が長かったので、そういう意味でいろんな角度から質問ができたので、ちょっと引き出せたな、と思うときは、面接官としても、よかったな、と思うところはあったんですけど、でも、何か限界があるなというところもすごく感じました。多分民間の企業さんとかは、いろんな方向で多分やられてきているのかな、と思ったりもするので、そういう知見とかというところも生かして、練習してきたものを出すというよりは、やっぱりさっき言った教員としての適性ですとか、その方の面接の練習だけじゃないところにある、本当に教育に対する思いとか、子どもたちに対する愛情とか、そういうのを見れるような、何かもう一つ試験方法とか、見れるような仕組みが欲しいなというふうには思いました。

すぐにできるものではないと思うんですけど、御検討いただけるとありがたいです。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

こういうことを言っていていいかどうか分からないんですけど、お礼と、もう一つ若干の意見があります。

お礼というのは、これを今、こういう立場で言っていていいのかどうか分からないんですが、私どもの大学が川崎にあるということで、本当にお世話になっております。毎年大体40人から50人ぐらい、小学校の教師として育ててきているんですけども、この地元の川崎でも、かなりこれまで採用していただいて、とてもありがたいと思っております。

先ほどコロナのお話があったんですけども、今年度はやはり私どもの実習生が、地方自治体によっては実習がだめということで断られた学生もいまして、文部科学省がそういう場合には大学で集中授業をやらばいいということになっているので、何名かはこの後、冬に集中授業で実習に代えるというふうになっていますけれども、川崎の場合には、やはり今年も何名か実習でお世話になっていますけれども、非常に前向きに受け入れていただいて、全然問題ないということで、本当にいい実習を毎年やらせていただいているし、今年はコロナ禍にも関わらず、通常どおり受け入れていただけたので、その辺り、大変ありがたいと思っております。この場を借りて、お礼を申し上げようと思いました。川崎市はそれだけではなくて、1年のときから、学校インターンシップというような名前の事業で、学生が学校で体験させていただいているので、本当に1年次から4年次までずっとお世話になっているということで、ありがたく思っております。

もう一つ、適性のお話がありました。「非認知的能力」とか、多様性を引き出す評価というのがありましたけれども、私自身、地域活動をやっているものですから、自分の地元で小学校の先生と連携しながら何かやったり、子どもたちの授業を私の活動をしているところで、ゲストティー

チャーとして体験学習してもらったりということをやっているんですけども、よく言われますように学校の先生は、やはり学校が忙しいというのもあって、なかなかやっぱり学校の外の世界との関係が非常に持ちにくいというのがあると思うんです。私どもの学生を見ていると、先ほど言いましたように、1年次からとにかく学校に入っていて、できるだけ完成度の高い形で4年次まで成長するというのを目指しているということもあるので、その制度として育てなければというので、やはり1年次から学校に通わせるというのをやるんですけども、ただ、これが下手すると、学校しか知らないで教師になるという学生も、以前に比べると多くなっているような気がするんですね。ですから、私は専門が社会教育なので、できるだけ学校以外の場で子どもと接して、学校に行くどうしても先生扱いされるので、学生は自分は教師に向いているんじゃないかと思ってしまう節があると思うんですけど、学校の外だと単なる一人のお姉さんなので、平気でぶつかっていきますので、やっぱりそういうところで鍛えられてこそ、足腰の強い教師になるというふうに思うんですね。ですから、学生にはできるだけどんなことでもいいので、学校以外の場でいろんな体験をするように、ということを行っているんです。それで先ほどの適性のというときに、教師としての適性という、どうしても学校の中でどうするかに、目が行きがちだと思うんですけども、学校以外の場で、アルバイトでもボランティアでも何でもいいので、多様な経験をしてきたことが、そういう面接の場で評価されるような。また、体験しただけではだめで、体験した結果、どういう力が身についたかという、それこそ「非認知的能力」だったり、多様ないろんな力だと思うんですが、そういうものを評価していくような試験ができるといいなというように気もしております。

じゃあどうすればいいかという答えはなかなか言えないんですけども、今教育学科の中にいて、教員養成課程の中にいて、ちょっと純粹培養し過ぎの傾向になりつつある気がするものから、ここでちょっと学校以外の場での鍛えられ方というのが、評価されるような仕組みがあるといいなというふうに思っています。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

いろいろ課題は難しいところがあると思いますが、研究を進めていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

9 議事事項 I

議案第 3 3 号 青少年教育施設に係る指定管理予定者の決定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第 3 3 号青少年教育施設に係る指定管理予定者の決定について」の説明を、生涯学習推進課長、こども未来局青少年支援室担当課長、お願いいたします

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課の箱島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから議案第 3 3 号につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理者制度により管理運営を行っております青少年教育施設のうち、「川崎市青少年の家」、「川崎市八ヶ岳少年自然の家」及び「川崎市子ども夢パーク」について、次期指定管理予定者の決定についてお諮りをするものでございます。

これらの施設の指定管理者制度の継続につきましては、去る 8 月 4 日の教育委員会会議におきまして、御承認をいただいたところでございます。

議案書の 2 ページ目をごらんください。次の青少年教育施設 3 施設につきましては、このたび、学識経験者で構成される「こども未来局指定管理者選定評価委員会」において、指定管理予定者が選定され、その結果の通知とともに、教育委員会における審議について、こども未来局長から依頼があったものでございます。

3 ページから 6 ページが審査結果の通知の写しでございます。

7 ページ目をごらんいただければと思います。まず、「川崎市青少年の家」でございます。表の左から、管理を行わせる施設の名称は「川崎市青少年の家」、所在地は川崎市宮前区宮崎 1 0 5 番地 1、指定管理予定者の住所は東京都世田谷区用賀 4 丁目 1 0 番 1 号、名称及び代表者等は「かわさき未来応援パートナーズ」。代表者は「株式会社東急コミュニティー」、構成員は「公益財団法人川崎市スポーツ協会」、指定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。

「指定管理者の業務の範囲」は記載のとおりでございます。

ただいま御説明したものと以下同様に、8 ページに「川崎市八ヶ岳少年自然の家」、9 ページに「川崎市子ども夢パーク」についての指定管理予定者について記載をしております。

指定管理者の指定につきましては、市議会の議決を要しますので、本日御承認いただきましたら、令和 2 年第 6 回川崎市議会定例会に提案をする予定でございます。

以降の資料につきましては、こども未来局青少年育支援室担当課長のほうから御説明を申し上げます。

【荒川こども未来局青少年支援室担当課長】

こども未来局青少年支援室担当課長の荒川と申します。よろしくお願いいたします。

「議案第 3 3 号 青少年教育施設における指定管理予定者の決定について」御審議いただくにあたり、川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会青少年教育施設・こども文化センター部会での審査結果について御説明いたします。

14ページをごらんください。補助執行先である、こども未来局において、令和2年10月12日に、指定管理者選定評価委員会青少年教育施設・こども文化センター部会を開催し、青少年教育施設の「青少年の家」、「八ヶ岳少年自然の家」及び「子ども夢パーク」について、次期指定管理者候補を審査・選定いたしました。

まず、「青少年の家」につきましては、審査結果は、資料14ページ下段のとおりです。

応募団体は1団体のみでした。選定評価委員会においては、応募団体からのプレゼンテーションの結果、「施設の管理運営に関する基本方針や具体的な手法、利用方法等への考え方」に関する提案につきまして、これまでの体験型の活動実績と、市民に開放された施設づくりなどが評価されていました。採点結果は、区分ごとの得点の合計点が、1,200点満点で854点となりました。なお、当グループは構成員が変更となっているため、実績評価点の反映はありません。総得点が標準点の696点を上回っていることから、「株式会社東急コミュニティー」を代表者、「公益財団法人川崎市スポーツ協会」を構成員とする「かわさき未来応援パートナーズ」を次期指定期間における指定管理予定者として選定しました。

次に、「八ヶ岳少年自然の家」につきましては、審査結果は、資料15ページ上段のとおりです。

応募団体は1団体のみでした。選定評価委員会においては、応募団体からのプレゼンテーションの結果、「危機管理、安全・衛生管理に関する考え方や取組」に関する提案につきまして、安全委員会の毎月の実施や、活動フィールドの事前点検の強化など、利用者の安全に特化した施設運営の提案が評価されていました。採点結果は、区分ごとの得点の合計点が、1,164点満点で822点となりました。なお、当団体は、平成28年度以降の評価が「C」の標準となっていますので、実績評価点の加点はありません。総得点が標準点の672点を上回っていることから、現在の指定管理者である「一般社団法人富士見パノラマリゾート」を次期指定期間における指定管理予定者として選定しました。

次に、「子ども夢パーク」につきましては、審査結果は、資料15ページ下段のとおりです。

応募団体は1団体のみでした。選定評価委員会においては、応募団体からのプレゼンテーションの結果、「事業目的の達成とサービス向上への取組」に関する提案につきまして、子ども発のイベントづくりなどによる子ども参画のさらなる推進等、川崎市子どもの権利に関する条例の理念に基づいた視点が示されている点などが評価されていました。採点結果は、区分ごとの得点の合計点が、900点満点で681点となりました。現在の指定管理者は、平成28年度以降の評価が「B」となっていますので、実績評価点として総配点の5%、45点が加算され、総得点は726点となりました。総得点が標準点の570点を上回っていることから、現在の指定管理者である「川崎市子ども夢パーク共同運営事業体」を次期指定期間における指定管理予定者として選定しました。

審査結果についての説明は以上でございますので、御審議をお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等ございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

1つだけ質問させてください。

全ての団体に関して、応募団体数が全て1団体のみだったんですけれども、これに関して、どうしてだったかという、何か考察がございましたら、教えていただきたいと思います。

【荒川こども未来局青少年支援室担当課長】

まず、「青少年の家」でございますけれども、まず「青少年の家」というところが、団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るために設置された青少年教育施設であるために、青少年育成に関わる事業系の業務とか、通常の施設管理に加えて、宿泊や食堂を含む旅館業務を実施する必要があります。そのため、主要な内容を満たすためには、1企業単体での参画が難しく、共同運営パートナーを探して応募しているというところが一つ考えられるかというふうに思っております。

次に、「八ヶ岳の少年自然の家」でございますけれども、こちらは長野県に設置されているということで、川崎市から遠く離れているということで、川崎市内の法人が現地で雇用したりとか、あとは、あちらは非常に秋冬は寒くなるということで、いわゆるその辺の気象条件を踏まえたノウハウはなかなか持っていないということで、運営が難しいので、川崎市内等々からの応募は難しいかというふうに考えております。

【雨宮こども未来局青少年支援室担当課長】

「子ども夢パーク」につきましては、冒険遊び場の施設と、あと、不登校児童生徒の業務を行うということがございまして、そちらの両方をできる事業者というところが、なかなか難しいのかなというところがあります。

ただ、施設見学を行った団体では、やはり何団体か見学に来られた事業者はございましたけれども、実態を見た中で手を挙げなかったのかなというふうに感じております。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

どうぞ。

【岩切委員】

すみません、2つ目の「八ヶ岳少年自然の家」なんですけど、川崎からの応募は難しいかもしれないんですが、長野県内の八ヶ岳の辺りでしたら、ほかにもあるかなと思ったんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

【荒川こども未来局青少年支援室担当課長】

川崎市のホームページ上で応募をかけているというところと、あと今回、新たに各自治体で指定管理を応募しているようなサイトがあるんですけれども、そこにちょっと我々もエントリーしまして、より広く周知できるような形を取ったんですけれども、やはり、ちょっと地元の方たちは川崎市のいわゆるサイトというんですかね、そういうのはごらんいただけていないのかなというふうに感じているところであります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございます。

今の件なんですけれども、「富士見パノラマリゾート」ですけど、多摩市の八ヶ岳少年自然の家も指定管理を受けているんですね。多分、だからここの団体としては、同じ八ヶ岳で幾つかの自治体から受けることによって、経営の効率化を図っているかなというような気もしています。ちょっと感想だったんですけども。だから、結局今、多摩市もやっているの、指定管理のほうの評価のタイミングが川崎と多摩が一緒なのか、ずれているのかによって、この辺の何か応募団体が変わってくるのかなという気がいたしました。

それはそれとしまして、2つほど質問なんですけれども、こうやって1団体しかなくて、基本また延長みたいな形に現実にはなるというのは、企業というか、受ける民間団体からすると、雇用の安定という面で見るといい面もあって、落ち着いてやれるというのはあると思うのですが、ただ、それは指定管理者制度の本来の趣旨が、もう少しやっぱり競争をしながら、緊張感を持っていいものを、というものなので、何社かあると、よりいい、質の高い指定管理になっていくのかなと思うんですが、それは同時に団体から見ると、雇用の不安定さを招かざるを得ないという面もあるので、非常に何かその辺が難しい状況、この指定管理者の制度そのものが。ですから、その辺、こちらから指定管理に出す側として、そういう雇用の面から見たときに何か感じていらっしゃるかどうか、考えていらっしゃるかどうかあれば、教えていただければありがたいと思うのが1点です。

もう1点は、実はこの八ヶ岳の団体、たしか私は去年、林野庁の、森林コーディネーターの研修か会合で、多分ここの関係者にお会いしたような記憶があるんですけど、今、森林関係のいろんな施設や団体の中で、いわゆる社会教育的な指導ノウハウというのが重要だということが言われているというのもあるとあって、社会教育主事の制度が、現状では教育委員会事務局でしか発令できないことになってはいますけれども、このたび新しく制度が変わったので、社会教育主事の資格を持っている人に対して、「社会教育士」という称号を与えられることになって、それはあらゆる職場で専門職として生かせることができるというふうになってきているというのがあるものですから、この青少年の施設に関しての指定管理についても、そういう「社会教育士」を持っている人を充てられる団体に優先的に指定管理を任せるといようなことを、専門性の観点から、これからは考えていってもいいかな、というふうに思います。その辺りについて何かお考えがあれば、教えていただければと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

2点、御質問がございましたけど。

【田中委員】

1点目は変な質問なので、難しければ結構です。

【小田嶋教育長】

2点目を中心にということで、よろしいですか。

【雨宮こども未来局青少年支援室担当課長】

「子ども夢パーク」の担当をしている者ですが、実際に委員会の席で、委員の先生方のほうから、やはりその辺の雇用について心配をされているという御質問をいただきました。その中で、事業者のほうとしても、やはり5年の周期の中で、ということは、課題があるということは感じているようですが、ただ、日頃から大学等との関係を持ちながら、研修、ボランティアの受入れ、そういったことを通じて施設業務ということを投げさせていただく、知っていただく、そういったことを続けておりますので、やはり希望者はかなりあるようです。実際に大学を卒業した後、施設のほうで働きたいという希望者は多いというふうに伺っております。

ただ、実際に外から見る面と中に入ってから見る面が、多少のギャップを感じる場所もあるということも実態だとは思いますが、ここは日頃のその工夫の中で、今少しずつ人員は増えているということがありますし、次期の指定管理の中での待遇の面を少し考慮しながら、工夫していきたいということをおっしゃっております。

【箱島生涯学習推進課長】

2点目の社会教育主事の専門性のところなんですけれども、委員がおっしゃるように、専門性を生かして行って、この青少年教育施設は社会教育施設ですので、生かしていくことは十分に考えていけるのかなと思っております。その育成の方針とか、さらに発令をするまでに至らずとも、その研修をやっているプログラムであるとか、そういうものを中に取り込んでいくということは大変重要なのかなというふうに考えております。今のところでは、指定管理者でそこまで資格を絞ってということは、検討にはまだ入っていないところではございます。

ただ、それぞれの施設、例えば「青少年の家」については、今回から例えばスポーツ協会が入ってきていて、スポーツの点についてはスポーツ協会がノウハウを持っていたりします。

それと、「富士見パノラマリゾート」につきましても、富士見町の第三セクターということもございまして、いろんな富士見町の施設との間の連携というのは、非常に図られているというか、ちょっと困ったときに、やっぱり病院も含めて対応を町全体でしていただけるということで、非常にメリットがあるということがあるのと、長い間、これは直営の部分も含めまして、小学校、中学校の自然教室をかなり行っているということで、その部分の職員の人材育成ということでノウハウも持っている。こうしたところの専門性も社会教育を推進していく観点では非常に大きいのかなというふうに思っております。

「子ども夢パーク」につきましても、不登校対策などもやっていて、特性のところもあつたり、学校教育との連携みたいところもありますので、そうしたところではしっかりと専門性を生かしてくれているのかなということを考えてございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【田中委員】

ありがとうございました。形としての資格より、やっぱり実力としての専門性をもっているというのは大事だと思いますので、今のお考え方でとても十分な点をおっしゃっていただいたと思います。「社会教育士」というのはまだ今始まったばかりなものですから、これから何年間か各業界でどれだけ活動されていくかとか、実際の有資格者がどれだけ活躍しているのかというのを併せて考えていくべきものだと思っておりますので、長い目でその辺りも視野に入れながら、考えていただけるとよろしいかなと思えました。

以上です。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第33号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第33号は、原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもって終了いたします。

(14時52分 閉会)